

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第494号）

国務院、 上海自由貿易区臨港新エリア総体方案を公布 「ヒト・モノ・カネ・情報」の自由化を推進

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2019年7月27日付けで『中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア総体方案』の印刷・配布に関する通達』（国発[2019]15号、以下『通達』という）を公布しました。『通達』は、上海市南東部の臨港地区（以下「新エリア」）を上海自由貿易試験区（以下「上海自貿区」）に加えることを決定しました。新たな金融・産業エリアの形成を図り、金融・貿易等の分野での規制緩和や、集積回路（IC）、人工知能（AI）、バイオ医薬、民間航空機といった重点分野における企業、人材誘致に向けた優遇税制を新エリアで実施することが趣旨です。

□ 新しい発展目標を提示

『通達』では、「2025年までに、成熟した投資・貿易自由化の制度を構築し、世界の一流企業が集まり開放レベルがより高い区域を作り上げる。2035年までに、国際市場における影響力と競争力が比較的強い特殊な経済機能区を築き上げ、全世界におけるハイエンド資源の配分機能を構築し、経済グローバル化に伴う域内外の融合を深めるプラットフォームとする」ことを目標に掲げ、全国の自由貿易区において初となるタイムテーブルを提示しました。

□ 新エリアの総面積は既存の上海自貿区並み

新エリアは臨港設備産業区・南匯新城（76.5平方キロ）、洋山深水港がある小洋山島全域（18.3平方キロ）、浦東空港南側（24.7平方キロ）からなり、この計119.5平方キロの用地で先行して開発を進めます。これにより、上海自貿区の面積は現在のほぼ倍増となります。立地状況については、図表1をご参考ください。

【図表1】新エリアの立地状況

（解放日報の資料に基づき、
中国アドバイザー一部作成）

『通達』では、基本方針として「国の戦略に合致し、国際市場でのニーズが高く、開放のレベルも高いものの、他の地域が実施条件を具備しない分野を対象とする。世界で競争力が最も強い自由貿易区の基準に照らして、国際市場において競争力がある開放政策と制度の実施や、開放型経済下のストレステストの強化を行い、新エリアとオフショアのヒト・モノ・カネ・情報の移動の自由化が実現できる特殊な経済機能区を作る」ことを明記しています。

全体的な内容については、基本方針に加え、投資・貿易の自由化を中心とする制度体系の確立や、全面的なリスク管理体制の構築、国際市場での競争力を持つ開放型産業構造の確立、実施の加速化という4つの項目が盛り込まれています。

上海自貿区を含む中国全土の自由貿易試験区は、これまで対外開放措置の先行実施により、全土に導入可能な経験の蓄積を行う「試験田」として位置付けられていましたが、新エリアはこれまでとは次元が異なる役割を与えられました。今までの自由貿易試験区と異なる新エリアの新味や、『通達』の見どころをポイントとして以下のように整理、抜粋します。

□ 参入規制緩和

商務部と上海市政府、中国人民銀行は8月6日、新エリアについて記者会見を開きました。『通達』と記者会見の説明内容によると、中国当局が今年7月に発表した証券や保険など金融分野での規制緩和策は新エリアで優先的に実施されていきます。さらに、通信や、教育、医療・介護、技術サービスなどの分野での参入規制緩和も言及されました。そのポイントについては、以下の通りです。

参入規制緩和策のポイントについて

- ✓ 世界各国の自由貿易区の商慣習を踏まえ、外商投資安全審査制度を実施し、通信、保険、証券、科学研究と技術サービス、教育、医療・介護などの重点分野における対外開放を拡大し、登録資本金、出資方法などへの規制を緩和する
- ✓ 金融機関における外資出資比率の上限緩和や、外資系金融機関の事業内容の拡大に関する政策を着実に実行する
- ✓ 海外有数の仲裁および紛争解決機関による新エリアでの業務展開を認める

□ サービス業、ハイテク企業向け優遇税制導入

『通達』は、国際競争力がある租税制度と政策を実施し、域内の貨物貿易や、サービスに対し特別な課税政策を実行するとしています。そのポイントについては、以下の通りです。

優遇税制のポイントについて

- ✓ 条件を満たす集積回路、人工知能、バイオ医薬、民間航空機などの中核分野において製造、研究・開発を行う企業に対し、設立から5年以内は15%の法人税を適用する。現行のハイテク企業向け優遇税制の適用対象を拡大する
- ✓ 海外人材に対する個人所得税の差額補助金政策の導入を検討する
- ✓ FT（自由貿易）口座の利用や、クロスボーダー投資等に合う税制の導入を検討する

□ 「人の移動」の自由化

『通達』は、近代的サービス業に必要なハイエンド人材の就業制限を緩和し、人員の出入国、外国籍人材の永住などの面で、より開放的で便利な政策措置を実施するとしています。そのポイントについては、以下の通りです。

「人の移動」の自由化関連措置のポイントについて

- ✓ 金融、建築、企画、デザインなどの分野における海外の職業資格を持つ専門人材による新エリアでの就労を認める。海外での就業経験を国内と同様に扱い評価する
- ✓ 外国人に対し新エリアにおいて中国の関連職業資格試験への参加申請を認める
- ✓ 科学研究分野におけるリーダー人材及びチームなどの海外ハイレベル人材に対する就労許可、永住又は長期滞在手続きの迅速化に専門窓口を設ける

□ 「物の移動」の自由化

『通達』は、洋山特殊総合保税區を設立し、世界で競争力が最も強い自由貿易区の基準と合わせ、総合保税區の政策を全面的に実施した上で、不必要な貿易管理措置、許認可手続きを撤廃し、より高いレベルの貿易自由化政策と制度を実施するとしています。そのポイントについては、以下の通りです。

「物の移動」の自由化関連措置のポイントについて

- ✓ 越境ECによる新エリアでの配送拠点の設置を奨励する
- ✓ 中国洋山港に登録した国内製造船舶が国際輸送を行う場合は、輸出と見なされ、輸出税を還付される
- ✓ 浦東空港と「一帯一路」沿線国・地域との間に、以遠権を含む運航権の付与を拡大し、関連国・地域の航空会社による経路便の新設を支援する
- ✓ 洋山深水港、浦東空港と芦潮港鉄道コンテナセンター駅を足場として、海運、空運、鉄道輸送の情報共有を推進し、複合一貫輸送の効率を向上させる

□ 「情報の移動」の自由化

『通達』は、インターネット・データの国境間の安全な秩序ある流通を実現し、完備な国際通信施設の整備に取り組むとしています。そのポイントについては、以下の通りです。

「情報の移動」の自由化関連措置のポイントについて

- ✓ 5G、IPv6、クラウドコンピューター、IoT、自動運転ネットワークなどの新世代の情報インフラ施設の整備を加速し、新エリアでのインターネット接続機能、ネットワークサービスの品質と応用レベルを高め、安全で便利な国際データネットワークを構築する
- ✓ 特許、著作権、企業の商業秘密などの知財権及びデータの保護を強化し、全世界のデジタル経済協力と交流に参画し、主導権を発揮する

□ 「資本の移動」の自由化

『通達』は、国際共通の金融監督ルールに鑑み、クロスボーダー金融サービスの利便性を高めるとしています。そのポイントについては、以下の通りです。

「資本の移動」の自由化関連措置のポイントについて

- ✓ FT口座における人民元と外貨機能の一体化を検討し、新エリアにおける資本移動と資本取引の自由化を模索する
- ✓ 金融機関が新エリアにおける企業、非居住者に対し、クロスボーダーM&Aや、起債、資金集中管理（資金プーリング、経常取引の集中差額決済）などの金融サービスを提供することを支持する
- ✓ 新エリアにおいて企業が海外から調達した資金、条件を満たす金融機関が海外から調達した資金及びクロスボーダー・サービスの提供で得た収入は、新エリア及び海外の経営・投資活動へ自由に用いることが可能である

*

『通達』の発表には、米中貿易摩擦の影響で減速する経済を下支えする意図が見られますが、産業構造の高度化や、質の高い経済成長、市場開放の拡大に取り組んでいる当局の本気度も伺えます。上海市の陳寅副市长は8月6日の記者会見で、上海市政府は今後、海外人材の就労や、重点分野における企業向け優遇税制などに関する実施細則を策定し、金融分野などでの参入規制緩和策も着実に実行していくと説明しました。さらに、上海市政府は新エリアの発展に向けた基金を立ち上げ、今後5年間で人材支援やインフラ整備に最低1,000億元を投入する計画も示しました。

『通達』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および中国語原文をご参照ください。

なお、具体的な実務手続き等については、上海市政府または上海自由貿易区の外貨指定銀行等にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**国务院の「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア総体方案」
の印刷・配布に関する通達
国発[2019]15号**

各省・自治区・直轄市人民政府、国务院各部・委員会、各直属機構：

ここに「中国（上海）自由貿易試験区臨港新エリア総体方案」を印刷・配布。貫徹・執行されたい。

国务院

2019年7月27日

**中国（上海）自由貿易試験区
臨港新エリア総体方案**

中国（上海）自由貿易試験区の臨港新エリア（以下「新エリア」）の設立は、習近平同志を中心とした党中央の大局的、科学的な決定による更なる拡大開放大戦略にかかる施策であり、新時代において我が国が堅持している全面的開放の態度をより鮮明にし、経済のグローバル化と健全な発展を積極的にリードする重要な措置である。習近平総書記による第1回中国国際輸入博覧会期間中の重要発言の精神を貫徹するために、より深く、広い分野において、全方位的な高いレベルでの開放をより強力に推進するため本方案を制定した。

一、全体要求

(1) 指導思想。習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導思想として、党の十九大、第十九期二中、三中全会精神を全面的に貫徹し、新たな発展理念を堅持することで、質の高い発展、経済発展における質の変革、効率の変革、原動力の変革を推進する。国際的に認められている競争力が最も高い自由貿易区を基準とし、国家戦略、国際市場での需要が大きく、開放への要求は高いものの、他の地域が実施条件を具備しない分野に絞り込み、国際市場で高い競争力を持つ開放政策と制度を実施し、開放型経済下のストレステストの強化、新エリアと国外との投資・経営の利便化、貨物出入りの自由化、資金移動の円滑化、運輸業の高度な開放、就労の自由化、情報共有の迅速化を実現する。新エリアを国際市場において更なる影響力と競争力を持つ特殊経済機能区とし、国家重大戦略に積極的に参画、サービスの提供を実施し、対外開放総体戦略により一層貢献する。

(2) 発展目標。2025年までに比較的成熟した投資・貿易の自由化、円滑化を実現する制度体系を構築し、複数の開放度の高い機能型プラットフォームを作り上げ、複数のグローバルトップ企業を集めることで、地域の独創性と競争力の大幅な強化、大幅な経済力の向上と経済規模の拡大を実現する。2035年までに、国際市場において比較的強い影響力と競争力を有する特殊経済機能区を建設する。成熟し、

定着した制度上の成果を上げ、グローバル・ハイエンド資源の配分における中核的機能を形成することで、我が国をグローバル経済により深く参入できる重要なプラットフォームへと成長させる。

(3) 対象範囲。上海の大治河より南、金匯港より東及び小洋山島、浦東国際空港南側の区域に新エリアを設置する。「全体計画、段階的实施」の原則に基づき、南匯新城、臨港設備産業団地、小洋山島、浦東空港の南側などの区域を先行して開発する。面積は119.5平方キロメートルである。

新エリアの開発利用には土地、無人島の利用、生態環境、都市・農村計画に関連する法規を遵守し、資源の節約、集約に関する要求に合致する必要がある。国家の関連法規と手続きに基づき、海の合理的かつ適切な利用を支持する。

二. 投資・貿易の自由化を核心とする制度体系の構築

自由貿易試験区の各種開放・革新措置を適用した上で、新エリアにおいて、投資の自由、貿易の自由、資金の自由、運送の自由、就業の自由などを重点とした投資・貿易の自由化と利便化を推進する。

(4) 投資・経営の公正な競争を実施。世界における自由貿易区の共通手法を参考に、外商投資安全審査制度を実施する。電信、保険、証券、科学研究と技術サービス、教育、衛生などの重点領域における対外開放に注力し、登録資本、投資方式などの規制緩和、各種市場主体の公平な競争を促進する。商事主体登録確認制を試行的に実施し、市場主体の民事上の権利を尊重するとともに、申請者の提出書類について形式審査を行う。「証照分離」改革を一段と実施する。新エリアにおける国際商事紛争裁判組織の強化を支持する。海外の著名な仲裁および紛争解決機構につき、上海市人民政府司法行政部に登録し、國務院司法行政部門に届出した上で、新エリア内に業務機構を設立することを許可する。国際商事、海事、投資などの分野で生じた民商事紛争にかかる仲裁業務を展開し、法律に基づき、国内外の当事者の仲裁前と仲裁における財産保全、証拠保全、行為保全などの臨時措置の申請と執行を支持、保障する。

(5) 高水準の貿易自由化を実施。新エリアに物理的な隔離区域を作り、洋山特殊総合保税區を設立する。国際的に認められ、最も高い競争力を持つ自由貿易区の重要なプラットフォームとして、総合的な保税區政策を全面的に実施し、不必要な貿易監督、許可及び手続きを廃止し、より高いレベルの貿易自由化、円滑化政策と制度を実施する。国外から隔離区域に出入する貨物に対し、安全監督を中心とし、より高いレベルの貿易自由化、円滑化を反映する監督方式の実施を模索し、港湾監督サービスの効率化、国際的なターミナル機能の増強を図る。新エリアにおける国際競争力を持つ重点産業の発展を支援し、企業の業務特徴に基づいて、積極的に適切な税関監督管理制度を模索する。関連の監督管理政策・制度は税関総署によって別途制定される。サービス貿易の自由化を推進し、文化サービス、技術製品、情報通信、医療健康など資本、技術集約型のサービス貿易発展を加速する。越境 EC サービスモデルを革新し、越境 EC が新エリアにおいて国際配送プラットフォームを設立することを奨励する。石油・ガス体制改革の進展と産業需要に基づき、新エリア内の条件に適合する企業に原油輸入資格を与えることを検討する。

(6) クロスボーダー資金決済の円滑化を図る金融管理制度の実施。リスク管理が可能であるという前提で、法律法規に基づき、国際的な金融監督管理規則を参考に、優良企業のクロスボーダー人民元業務を更に簡素化し、クロスボーダー金融サービスの円滑化を推進する。自由貿易口座における人民元と外貨機能の一体化を研究・展開し、新エリア内の資本の自由な流入と自由な両替を検討する。新エリア内の企業が国際共通規則に基づき、合法的にクロスボーダー金融活動を展開することを支援する。金融機関は合法、リスク管理可能、持続可能なビジネスであるという前提で、新エリア内の企業と非居住者にクロスボーダー債券の発行、投資買収と資金集中管理などのクロスボーダー金融サービスの提供を支援する。新エリアの企業が国外から調達した資金、条件を満たす金融機関が国外から調達した資金及びクロスボーダーサービス提供にて得た収入を、自主的に新エリア内及び国外の経営投資活動に用いることができる。条件を満たす金融機関のクロスボーダー証券投資、クロスボーダー保険資産管理などの業務を支持する。国家の管理計画、サービス実体、リスク管理、段階的推進の原則に基づき、着実に資本項目の転換を推進する。先行して金融業の対外開放措置を実施する。金融機関における外資持株比率の規制緩和、外資金融機関の業務経営範囲の拡大などの措置を積極的に実行し、条件を満たす海外投資家が法律に基づいて各種金融機関を設立することを支持し、中外資金融機関の合法で平等な経営を保障する。国家金融管理部門の授権を経て、科学技術を用いて金融サービス水準と監督管理能力を向上させ、高効率で統一された金融管理体制を構築し、金融リスクを確実に防止する。

(7) 開放度の高い国際輸送管理の実施。グローバルターミナル機能を向上させる。沿岸部の探査強化、国際船舶登録、国際航海権の開放を強化し、国際航路、貨物資源の集中と配置能力を向上させる。船舶の法定検査を段階的に開放する。監督、リスク管理が可能という前提で、国内製造船舶が「中国洋山港」に登録し国際運送に従事した場合、輸出とみなされ、輸出還付金が与えられる。更に、発航港での税金還付に関する政策を改善し、監督管理のプロセスを最適化し、中国資本系便宜置籍船沿岸輸送政策の実施効果を一層発揮する。対等原則のもと、外国籍の国際航行船に対し、洋山港を国際中継港とする外国貿易コンテナ業務の許可を検討する。浦東国際空港と「一帯一路」沿線国・地域において、以遠権を含む運行権の付与を拡大し、関連国・地域の航空会社による経由路線開拓を誘致する。浦東国際空港の航空輸送統合業務の模索を支援する。洋山深水港、浦東国際空港と芦潮港鉄道コンテナセンター駅を中心とし、海運、空輸、鉄道運送の情報共有を推進することで、複合一貫輸送の運行効率を高める。

(8) 自由で円滑な人員管理を実施する。近代的サービス業におけるハイレベル人材の就業制限を緩和し、人員の出入国、外国籍人材の永住などの面で、より開放的で円滑な政策措置を実施する。新エリア内での外国人就業許可制度と人材ビザ制度を制定する。海外の職業資格を持つ金融、建築、企画、設計などの領域で条件を満たす専門人材が届出後、新エリア内でサービスを提供することを許可し、その海外での就業経験は国内の就業経験と見なされる。国家主権、安全に関わることを除き、外国人が新エリア内で我が国に関連する職業資格試験の参加を申請することを許可する。法医学毒物の司法鑑定、環境損害の司法鑑定などの技術レベルが高い領域にて技術協力の展開、強化を模索する。新エリア内でビジネ

ス、交流、訪問などの経済・貿易活動に従事する外国人に、より便利なビザと滞在に関する政策措置を提供する。海外人材誘致政策と管理方法を制定、完備し、科学研究創新リーダー人材、チームなどの海外ハイレベル人材向けに、就業許可や永久又は長期滞在手続が可能な「専用窓口」を開設する。外国人材の割当管理制度の実施を模索し、新エリア内の登録企業が必要とする外国人材に、より便利なサービスを提供する。

(9)越境国際インターネットデータの安全かつ秩序ある通信の実施。完備された国際通信施設を建設し、5G、IPv6、クラウドコンピューティング、IoT、コネクテッドカーなど新世代情報インフラの建設を加速し、新エリア内のブロードバンド接続能力、ネットワークサービスの品質と応用水準を高め、安全で円滑な国際インターネットデータ専用チャンネルを構築する。新エリアのIC、人工知能、バイオ医薬、本部経済などの重点領域を支持する。クロスボーダーデータ流動の安全評価を試験的に展開し、データ保護能力認証、データ流通バックアップ審査、クロスボーダーデータ流通と取引リスク評価などのデータ安全管理メカニズムを確立する。国際合作規則を試行展開し、特許、著作権、企業の商業秘密などの権利及びデータの保護を強化し、自主的に全世界のデジタル経済交流協力に参加する。

(10)国際競争力のある租税制度と政策を実施する。海外から物理的な隔離区域に入る貨物、物理的な隔離区域内における企業間の貨物取引とサービスに対して特別な税収政策を実行する。新エリアの輸出増値税政策の適用範囲を拡大し、海外投資とオフショア業務の発展に適応する新エリアの税収政策を検討する。新エリア内の条件を満たす集積回路（IC）、人工知能（AI）、バイオ医薬、民間航空などの中核分野の生産、研究開発に従事する企業に対して、設立日から5年以内は15%の税率で企業所得税を徴収する。海外人材の個人所得税負担額の補助政策の実施を検討する。税源の浸食と利益移転を起こさないことを前提に、自由貿易口座に対する税制政策の試行を模索する。

三. 総合的なリスク管理制度の構築

リスク防止・制御を基本ラインに、分類管理、協同監督管理、知能型監督管理を基礎とし、全面的にリスク防止水準と安全監督水準を向上させる。

(11)重点領域の監督強化。新エリアの管理機構、業界主管部門、区内企業と関連運営主体を含む一体化情報管理サービスプラットフォームを設立する。投資、貿易、金融、ネットワーク、生態環境、社会・文化、人員出入国、テロ対策、公共道徳などの重点領域に焦点を当て、外商投資の安全審査、独占禁止に係る審査、業界管理、ユーザー認証、行為監査などの管理措置を更に改善し、リスクの研究判断と制御における情報技術の適用を強化する。共同の予防・管理機構を設立し、厳格、精確、有効な監督を実施する。検疫、原産地、知的財産権、国際条約、クロスボーダー資金などの特殊な領域におけるリスクを精確に監視する体系を確立し、全プロセスにおけるリスクのリアルタイムのモニタリングと動的な警報、管理を実現する。

(12) 信用格付け管理の強化。信用評価の基本規則と基準を整備し、事業者に対する適格性管理を実施する。「守法便利」の原則に基づき、信用格付けを企業が優遇政策、制度を享受する際の重要な根拠とする。積極的な開示体制を確立し、失信リストの公表、市場の参入禁止制度と撤退制度を実施する。商事登記の取消し制度を改善し、詐欺、賄賂などの不正な手段で登記を取得した場合、登記機関は法に基づきその登記を取り消すことができる。

(13) 境界セキュリティの強化。高度に智能化された監督基礎施設を建設し、監督情報の相互認知と共有を実現する。「第一」に国家安全、「第二」に経済社会の安全を守る。入境安全管理を強化し、新エリアに持ち込む貨物に対して「二段入境許可」の監督を実施する。規制対象物(CBRNE、麻薬等)、重大疫病、高リスク商品等、安全管理に大きな影響を与える可能性のある物品、或いは入境後のリスク管理が困難な物品、及び法律、行政法規において明確な要求があるものに対して、法に基づき「入境許可」監督を実施する。非ハイリスク商品の検査、リスク管理可能な検疫などのその他のリスクについては、法に基づき「合格入市」監督を行う。

四. 国際市場にて競争力のある開放型産業体系の構築

開放型制度体系の優位性を活用し、国際業務の統合、クロスボーダー金融サービスを推進するとともに、先端的な科学技術の研究開発、越境サービス貿易などの機能を集積し、開放型経済の集積機能を強化する。既存企業の転換とレベルアップを加速し、地域の産業レベルを全体的に向上させる。

(14) コア技術を突破口とした先端産業クラスターの構築。集積回路(IC)の総合産業基地を建設し、材料輸入にかかる全プロセスの保税管理を最適化する。多国籍企業のオフショア研究開発と製造センターの設立を支持し、コアチップ、特殊テクノロジー、コア装備と基礎材料などの重点領域の発展を推進する。人工知能の革新と応用にかかるデモンストレーションエリアを建設するとともに、アプリケーションの開放を加速し、スマートカー、人工知能、知能ロボットなどの新産業の開発を促進する。大型旅客機と民間航空エンジンを中核に民間航空産業クラスターを建設し、基礎研究、技術開発、製品開発、テスト検証など、関連産業の集積を加速させ、組立委託、部品製造、運用保守、文化観光サービスなど航空産業チェーン全体の発展を推進する。「一帯一路」沿線国・地域のためのメンテナンスと環境に配慮したリサイクルセンターを建設する。グリーン認証と格付け体系の確立、総合保税区でのCNC工作機械、建設機械などの製品のメンテナンスと再製造をサポートし、ハイエンドなインテリジェント再製造産業の国際競争力を向上させる。

(15) 新型国際貿易の発展。アジア太平洋サプライチェーンマネジメントセンターを建設し、新型国際貿易と国際市場投融資サービスの支援体制を整備し、本部型機構を誘致する。越境デジタル貿易を発展させ、越境ECの海外倉庫の設立を支持する。国際医療サービス集中区を建設し、海外機関と合同での越

境医療保険製品の開発を支持し、国際医療保険決算業務を試行展開する。条件を満たす外国企業の独資企業が世界に向けた文化・芸術品の展示、競売、取引を行うことを許可する。

(16)取扱規模が大きいグローバル運航ターミナルの建設。浦東国際空港が世界レベルの航空ターミナルを建設することを支持する。物流、仕分け、監督の集約機能を有する航空貨物ステーションを建設し、地域性航空本部基地と航空宅配便の国際ターミナルセンターを建設する。国際旅客及びその荷物の共同輸送の全面実施を推進する。国際輸送補給サービスシステムを構築し、船舶と航空用品の供給、メンテナンス、予備部品、給油サービスなどの総合サービス能力を向上させる。中国資本系と外資系企業・機関の船舶融資、運送保険、運賃決済、部品・設備レンタル、船舶取引や運航仲裁などのサービス展開を支持する。運航指数のデリバティブ商品業務の発展を模索し、ハイエンド運航サービス機能を向上させる。

(17)クロスボーダー金融サービス機能の拡大。人民元のクロスボーダー金融サービス能力を大幅に向上させ、人民元のクロスボーダー金融サービスの深化と拡大を推進する。人民元のクロスボーダー貿易融資と再融資業務の展開を支持する。多国籍企業がグローバルまたは地域の資金管理センターを設立することを奨励する。航空機、船舶などの融資によるリース事業を加速化し、環境汚染責任保険などのグリーン金融事業の発展を奨励する。

(18)産業都市の統合と発展促進。教育、医療、文化、スポーツ、園区建設、都市管理、その他の公共サービス分野に対し、国際資本と優れた経験を投入する。新エリアの各種インフラ建設管理を強化し、高品質で国際化された都市サービス機能へと向上させる。

(19)長江デルタ地域との共同発展・イノベーションの強化。国内外の投資家が新エリアにおいて、共同イノベーションに向けた事業に資金を投入することを支持し、共同での重大な科学研究プロジェクト展開、長江デルタ地域における関連資金の自由使用を許可する。国内の投資家により海外で組成した私募ファンドが新エリアの革新型科学技術企業への融資に参加することを支持し、条件を満たす場合、長江デルタ地域での投資を許可する。新エリアの優位産業が長江デルタ地域に拡張し産業クラスターを形成することを支援する。

五. 実施の加速

新エリアは経済特区を参照し管理を行う。国家と上海市の関連部門は総体方案の要求に従い、法の支配とリスク管理を強化し、国家安全と社会安全を確実に維持することで、各改革試験を確実に推進し、効果をあげなければならない。

(20)党による指導の強化。「四つの意識」の増強、確固たる「四つの自信」の醸成、「二つの保守」の

実行を通じ、社会主義の核心となる価値観を育成する。党は新エリアの計画建設に全面的に関与し、新エリアの全面的な改革の深化と拡大開放の転換のため、党の政治的優位性、組織優位性を用いることを固く保障する。

(21) 権限の強化。新エリアにより大きな自主発展、自主改革と自主管理革新の権限を与え、リスク管理が可能であるとの前提で、新エリアの管理機構に自主的に市場に密着したイノベーティブな業務を展開する権利を付与する。新エリアの各種の改革開放措置が、現行の法律または行政法規の調整を必要とする場合、法律に基づき、全国人民代表大会または国務院の統一授権を経て実施する。

(22) 長江デルタの新たな改革開放の牽引。新エリアの投資管理、貿易監督、金融開放、人材流動、運輸管理、リスク管理などの面において定期的にその結果を評価し、普及リストを制定する。普及範囲と監督要求を明確化した上で、手続きに従い報告した後、順次実施する。新エリアと税関の特別管理区域、経済技術開発区との連動を強化し、波及・牽引効果を一層発揮する。

(23) 早期実施への努力。国家関連部門は上海市と上海市における中央政府の出先機関に更なる権限を委譲し、総体方案に従い、関連する実施細則の制定の支援と指導を行う。上海市は確実にその責任を履行し、基準と品質が高い新エリアを建設し、成熟し、定着した制度体系及び管理体制の形成を加速させることで、市場主体が国際市場に参与する活力を呼び起こす。重大事項は党中央、国務院に即時に報告する。

(中国語原文)

国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案的通知 国发〔2019〕15号

各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：

现将《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案》印发给你们，请认真贯彻执行。

国务院

2019年7月27日

(此件公开发布)

中国（上海）自由贸易试验区临港新片区总体方案

设立中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称新片区），是以习近平同志为核心的党中央总揽全局、科学决策作出的进一步扩大开放重大战略部署，是新时代彰显我国坚持全方位开放鲜明态度、主动引领经济全球化健康发展的重要举措。为深入贯彻习近平总书记在首届中国国际进口博览会期间的重要讲话精神，在更深层次、更宽领域、以更大力度推进全方位高水平开放，制定本方案。

一、总体要求

（一）指导思想。以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，全面贯彻党的十九大和十九届二中、三中全会精神，坚持新发展理念，坚持高质量发展，推动经济发展质量变革、效率变革、动力变革，对标国际上公认的竞争力最强的自由贸易园区，选择国家战略需要、国际市场需求大、对开放度要求高但其他地区尚不具备实施条件的重点领域，实施具有较强国际市场竞争力的开放政策和制度，加大开放型经济的风险压力测试，实现新片区与境外投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通，打造更具国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区，主动服务和融入国家重大战略，更好服务对外开放总体战略布局。

（二）发展目标。到2025年，建立比较成熟的投资贸易自由化便利化制度体系，打造一批更高开放度的功能型平台，集聚一批世界一流企业，区域创造力和竞争力显著增强，经济实力和经济总量大幅跃升。到2035年，建成具有较强国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区，形成更加成熟定型的制度成果，打造全球高端资源要素配置的核心功能，成为我国深度融入经济全球化的重要载体。

（三）规划范围。在上海大治河以南、金汇港以东以及小洋山岛、浦东国际机场南侧区域设置新片区。按照“整体规划、分步实施”原则，先行启动南汇新城、临港装备产业区、小洋山岛、浦东机场南侧等区域，面积为119.5平方公里。

新片区的开发利用须遵守土地、无居民海岛利用和生态环境、城乡规划等法律法规，并符合节约集约利用资源的有关要求；支持按照国家相关法规和程序，办理合理必需用海。

二、建立以投资贸易自由化为核心的制度体系

在适用自由贸易试验区各项开放创新措施的基础上，支持新片区以投资自由、贸易自由、资金自由、运输自由、人员从业自由等为重点，推进投资贸易自由化便利化。

（四）实施公平竞争的投资经营便利。借鉴国际上自由贸易园区的通行做法，实施外商投资安全审查制度，在电信、保险、证券、科研和技术服务、教育、卫生等重点领域加大对外开放力度，放宽注册资本、投资方式等限制，促进各类市场主体公平竞争。探索试行商事主体登记确认制，尊重市场主体民事权利，对申请人提交的文件实行形式审查。深入实施“证照分离”改革。支持新片区加强国际商事纠纷审判组织建设。允许境外知名仲裁及争议解决机构经上海市人民政府司法行政部门登记并报国务院司法行政部门备案，在新片区内设立业务机构，就国际商事、海事、投资等领域发生的民商事争议开展仲裁业务，依法支持和保障中外当事人在仲裁前和仲裁中的财产保全、证据保全、行为保全等临时措施的申请和执行。

（五）实施高标准的贸易自由化。在新片区内设立物理围网区域，建立洋山特殊综合保税区，作为对标国际公认、竞争力最强自由贸易园区的重要载体，在全面实施综合保税区政策的基础上，取消不必要的贸易监管、许可和程序要求，实施更高水平的贸易自由化便利化政策和制度。对境外抵离物理围网区域的货物，探索实施以安全监管为主、体现更高水平贸易自由化便利化的监管模式，提高口岸监管服务效率，增强国际中转集拼枢纽功能。支持新片区发展具有国际竞争力的重点产业，根据企业的业务特点，积极探索相适应的海关监管制度。相关监管政策制度由海关总署牵头另行制定。推进服务贸易自由化，加快文化服务、技术产品、信息通讯、医疗健康等资本技术密集型服务贸易发展，创新跨境电商服务模式，鼓励跨境电商企业在新片区内建立国际配送平台。根据油气体制改革进程和产业需要，研究赋予新片区内符合条件的企业原油进口资质。

（六）实施资金便利收付的跨境金融管理制度。在风险可控的前提下，按照法律法规规定，借鉴国际通行的金融监管规则，进一步简化优质企业跨境人民币业务办理流程，推动跨境金融服务便利化。研究开展自由贸易账户本外币一体化功能试点，探索新片区内资本自由流入流出和自由兑换。支持新片区内企业参照国际通行规则依法合规开展跨境金融活动，支持金融机构在依法合规、风险可控、商业可持续的前提下为新片区内企业 and 非居民提供跨境发债、跨境投资并购和跨境资金集中运营等跨境金融服务。新片区内企业从境外募集的资金、符合条件的金融机构从境外募集的资金及其提供跨境服务取得的收入，可自主用于新片区内及境外的经营投资活动。支持符合条件的金融机构开展跨境证券投资、跨境保险资产管理等业务。按照国家统筹规划、服务实体、风险可控、分步推进的原则，稳步推进资本项目可兑换。先行先试金融业对外开放措施，积极落实放宽金融机构外资持股比例、拓宽外资金融机构业务经营范围等措施，支持符合条件的境外投资者依法设立各类金融机构，保障中外资金融机构依法平等经营。经国家金融管理部门授权，

运用科技手段提升金融服务水平和监管能力，建立统一高效的金融管理体制机制，切实防范金融风险。

（七）实施高度开放的国际运输管理。提升拓展全球枢纽港功能，在沿海捎带、国际船舶登记、国际航权开放等方面加强探索，提高对国际航线、货物资源的集聚和配置能力。逐步放开船舶法定检验。在确保有效监管、风险可控前提下，对境内制造船舶在“中国洋山港”登记从事国际运输的，视同出口，给予出口退税。进一步完善启运港退税相关政策，优化监管流程，扩大中资方便旗船沿海捎带政策实施效果，研究在对等原则下允许外籍国际航行船舶开展以洋山港为国际中转港的外贸集装箱沿海捎带业务。推动浦东国际机场与“一带一路”沿线国家和地区扩大包括第五航权在内的航权安排，吸引相关国家和地区航空公司开辟经停航线。支持浦东国际机场探索航空中转集拼业务。以洋山深水港、浦东国际机场与芦潮港铁路集装箱中心站为载体，推动海运、空运、铁路运输信息共享，提高多式联运的运行效率。

（八）实施自由便利的人员管理。放宽现代服务业高端人才从业限制，在人员出入境、外籍人才永久居留等方面实施更加开放便利的政策措施。建立外国人在新片区内工作许可制度和人才签证制度。允许具有境外职业资格和金融、建筑、规划、设计等领域符合条件的专业人才经备案后，在新片区内提供服务，其在境外的从业经历可视同国内从业经历。除涉及国家主权、安全外，允许境外人士在新片区内申请参加我国相关职业资格考试。探索在法医毒物司法鉴定、环境损害司法鉴定等技术含量高的领域开展和加强技术合作。为到新片区内从事商务、交流、访问等经贸活动的外国人提供更加便利的签证和停居留政策措施。制定和完善海外人才引进政策和管理办法，给予科研创新领军人才及团队等海外高层次人才办理工作许可、永久或长期居留手续“绿色通道”。探索实施外籍人员配额管理制度，为新片区内注册企业急需的外国人才提供更加便利的服务。

（九）实施国际互联网数据跨境安全有序流动。建设完备的国际通信设施，加快5G、IPv6、云计算、物联网、车联网等新一代信息基础设施建设，提升新片区内宽带接入能力、网络服务质量和应用水平，构建安全便利的国际互联网数据专用通道。支持新片区聚焦集成电路、人工智能、生物医药、总部经济等关键领域，试点开展数据跨境流动的安全评估，建立数据保护能力认证、数据流通备份审查、跨境数据流通和交易风险评估等数据安全机制。开展国际合作规则试点，加大对专利、版权、企业商业秘密等权利及数据的保护力度，主动参与引领全球数字经济交流合作。

（十）实施具有国际竞争力的税收制度和政策。对境外进入物理围网区域内的货物、物理围网区域内企业之间的货物交易和服务实行特殊的税收政策。扩大新片区服务出口增值税政策适用范围，研究适应境外投资和离岸业务发展的新片区税收政策。对新片区内符合条件的从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等关键领域核心环节生产研发的企业，自设立之日起5年内减按15%的税率征收企业所得税。研究实施境外人才个人所得税税负差额补贴政策。在不导致税基侵蚀和利润转移的前提下，探索试点自由贸易账户的税收政策安排。

三、建立全面风险管理制度

以风险防控为底线，以分类监管、协同监管、智能监管为基础，全面提升风险防范水平和安全监管水平。

（十一）强化重点领域监管。建立涵盖新片区管理机构、行业主管部门、区内企业和相关运营主体的一体化信息管理服务平台。聚焦投资、贸易、金融、网络、生态环境、文化安全、人员进出、反恐反分裂、公共道德等重点领域，进一步完善外商投资安全审查、反垄断审查、行业管理、用户认证、行为审计等管理措施，在风险研判和防控中加强信息技术应用，建立联防联控机制，实施严格监管、精准监管、有效监管。建立检疫、原产地、知识产权、国际公约、跨境资金等特殊领域的风险精准监测机制，实现全流程的风险实时监测和动态预警管理。

（十二）加强信用分级管理。完善信用评价基本规则和标准，实施经营者适当性管理，按照“守法便利”原则，把信用等级作为企业享受优惠政策和制度便利的重要依据。建立主动披露制度，实施失信名单披露、市场禁入和退出制度。完善商事登记撤销制度，对以欺骗、贿赂等不正当手段取得登记的，登记机关可以依法撤销登记。

（十三）强化边界安全。高标准建设智能化监管基础设施，实现监管信息互联互通共享。守住“一线”国门安全、“二线”经济社会安全。加强进境安全管理，对新片区进境货物实行“两段准入”监管模式。对禁限管制（核生化导爆、毒品等）、重大疫情、高风险商品安全等重大紧急或放行后难以管控的风险，以及法律、行政法规有明确要求的，依法实施“准许入境”监管。对非高风险商品检验、风险可控的检疫等其他风险可依法实施“合格入市”监管。

四、建设具有国际市场竞争力的开放型产业体系

发挥开放型制度体系优势，推动统筹国际业务、跨境金融服务、前沿科技研发、跨境服务贸易等功能集聚，强化开放型经济集聚功能。加快存量企业转型升级，整体提升区域产业能级。

（十四）建立以关键核心技术为突破口的前沿产业集群。建设集成电路综合性产业基地，优化进口料件全程保税监管模式，支持跨国公司设立离岸研发和制造中心，推动核心芯片、特色工艺、关键装备和基础材料等重点领域发展。建设人工智能创新及应用示范区，加快应用场景开放力度，推动智能汽车、智能制造、智能机器人等新产业新业态发展。建设民用航空产业集聚区，以大型客机和民用航空发动机为核心，加速集聚基础研究、技术开发、产品研制、试验验证等配套产业，推动总装交付、生产配套、运营维护、文旅服务等航空全产业链发展。建设面向“一带一路”沿线国家和地区的维修和绿色再制造中心，建立绿色认证和评级体系，支持在综合保税区开展数控机床、工程设备等产品入境维修和再制造，提升高端智能再制造产业国际竞争力。

（十五）发展新型国际贸易。建设亚太供应链管理服务中心，完善新型国际贸易与国际市场投融资服务的系

统性制度支撑体系，吸引总部型机构集聚。发展跨境数字贸易，支持建立跨境电商海外仓。建设国际医疗服务集聚区，支持与境外机构合作开发跨境医疗保险产品、开展国际医疗保险结算试点。允许符合条件的外商独资企业开展面向全球的文化艺术品展示、拍卖、交易。

（十六）建设高能级全球航运枢纽。支持浦东国际机场建设世界级航空枢纽，建设具有物流、分拣和监管集成功能的航空货站，打造区域性航空总部基地和航空快件国际枢纽中心。推进全面实施国际旅客及其行李通程联运。建设国际航运补给服务体系，提升船舶和航空用品供应、维修、备件、燃料油等综合服务能力。支持内外资企业和机构开展航运融资、航运保险、航运结算、航材租赁、船舶交易和航运仲裁等服务，探索发展航运指数衍生品业务，提升高端航运服务功能。

（十七）拓展跨境金融服务功能。大力提升人民币跨境金融服务能力，拓展人民币跨境金融服务深度和广度。支持开展人民币跨境贸易融资和再融资业务。鼓励跨国公司设立全球或区域资金管理中心。加快发展飞机、船舶等融资租赁业务，鼓励发展环境污染责任保险等绿色金融业务。

（十八）促进产城融合发展。进一步拓宽国际优质资本和经验进入教育、医疗、文化、体育、园区建设、城市管理等服务领域的渠道，加强新片区各类基础设施建设管理，提升高品质国际化的城市服务功能。

（十九）加强与长三角协同创新发展。支持境内外投资者在新片区设立联合创新专项资金，就重大科研项目开展合作，允许相关资金在长三角地区自由使用。支持境内投资者在境外发起的私募基金参与新片区创新型科技企业融资，符合条件的可在长三角地区投资。支持新片区优势产业向长三角地区拓展形成产业集群。

五、加快推进实施

新片区参照经济特区管理。国家有关部门和上海市要按照总体方案的要求，加强法治建设和风险防控，切实维护国家安全和社会安全，扎实推进各项改革试点任务落地见效。

（二十）加强党的领导。增强“四个意识”，坚定“四个自信”，做到“两个维护”，培育践行社会主义核心价值观，把党的建设始终贯穿于新片区规划建设的全过程，把党的政治优势、组织优势转化为新片区全面深化改革和扩大开放的坚强保障。

（二十一）加大赋权力度。赋予新片区更大的自主发展、自主改革和自主创新管理权限，在风险可控的前提下授权新片区管理机构自主开展贴近市场的创新业务。新片区的各项改革开放举措，凡涉及调整现行法律或行政法规的，按法定程序经全国人大或国务院统一授权后实施。

（二十二）带动长三角新一轮改革开放。定期总结评估新片区在投资管理、贸易监管、金融开放、人才

流动、运输管理、风险管控等方面的制度经验，制定推广清单，明确推广范围和监管要求，按程序报批后有序推广实施。加强新片区与海关特殊监管区域、经济技术开发区联动，放大辐射带动效应。

（二十三）抓紧组织实施。国家有关部门进一步向上海市和中央在沪单位放权，按照总体方案，支持、指导制定相关实施细则。

上海市要切实履行主体责任，高标准高质量建设新片区，加快形成成熟定型的制度体系和管理体制，更好地激发市场主体参与国际市场的活力。重大事项及时向党中央、国务院请示报告。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。